



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消費・くらし安全課）	1
告 示	
○公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）	2
○都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	2
企業局事項	
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告	2
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告	4
正 誤	
○平成30年 3 月13日付け公報定期第4625号中訂正	6

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 1 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第56号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項中「5,516,000円」を「5,610,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「1,130円」を「1,140円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「18,400」を「18,500」に、「23,700」を「23,800」に、「34,900」を「35,100」に、「41,800」を「42,000」に、「52,900」を「53,200」に、「30,400」を「30,600」に、「39,500」を「39,700」に、「54,900」を「55,200」に、「64,200」を「64,500」に、「80,800」を「81,200」に、「11,100」を「11,200」に、「12,100」を「12,200」に、「14,700」を「14,800」に、「18,600」を「18,700」に、「12,700」を「12,800」に、「18,000」を「18,100」に、「21,400」を「21,500」に、「27,000」を「27,100」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「574,000円」を「584,000円」に改め、同表埋葬の項中「210,200円」を「211,300円」に、「168,100円」を「168,900円」に改め、同表障害物の除去の項中「135,100円」を「135,400円」に改める。

別表第2 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の項中「24,300円」を「24,500円」に、「15,900円」を「15,800円」に、「15,700円」を「15,500円」に、「21,600円」を「22,500円」に、「22,700円」を「23,800円」に、「24,900円」を「26,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年5月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 伊江村地内（ミースィ・唐小堀地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年11月15日から平成30年3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第411号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年5月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・4・具2号ヌーリ川公園
- 3 事業施行期間 平成23年4月22日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成23年沖縄県告示第268号及び平成28年沖縄県告示第411号の事業地のうち、うるま市大字田場字金座原及び字河門原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 平成23年沖縄県告示第268号及び平成28年沖縄県告示第411号の事業地にうるま市大字田場字河門原を加える。
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年5月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月2日 沖縄県指令土第446号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波津花波2番4、2番5の一部及び3番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長429番地の6坂田ハイツA-96 新崎桂彗
- 5 検査済証番号 平成30年4月19日 第4478号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月10日

企 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年5月1日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金城 武

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県企業局ネットワークシステム用基幹系サーバー機器等賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、サーバー機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企業局ホームページ（<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>）からダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企業局総務企画課総務班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階） 電話番号098-866-2803
 - (3) 申請書等の受付期間 平成30年5月1日（火曜日）から同月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を

有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県企業局が実施する沖縄県企業局ネットワークシステム用基幹系サーバー機器等賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年5月1日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県企業局ネットワークシステム用基幹系サーバー機器等（以下「サーバー機器等」という。）賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成30年5月1日付け沖縄県公報定期第4639号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) サーバー機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成30年5月28日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、サーバー機器等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びにサーバー機器等に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- (3) 納入しようとするサーバー機器等の機能等証明書を平成30年5月28日（月曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該サーバー機器を納入することができることを証明した者

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年5月1日（火曜日）から同月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企業局総務企画課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階） 電話番号098-866-2803

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年5月1日（火曜日）から同月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企業局総務企画課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階） 電話番号098-866-2803 沖縄県企業局ホームページ<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年6月15日（金曜日）午後3時
- (2) 場所 沖縄県企業局第2会議室（沖縄県庁12階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付が免除される。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年5月1日（火曜日）から同月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企業局総務企画課
(2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2803
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成30年6月15日（金曜日）午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること
(3) 最低制限価格 設定しない。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of mission critical server for the network system at Okinawa Prefectural Government Enterprise Bureau
(This includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased servers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (4) Bid due date and time
June 15, 2018 (Friday) 3:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Friday June 15, 2018.)
- (5) Bid opening
Date & Time : June 15, 2018 (Friday) 3:00 p.m.
Place : Okinawa Prefectural Government Building 12th floor, the 2nd Conference Room
- (6) Note
All procedures are carried out only in Japanese
- (7) Division in charge
General Affairs and Administrative Planning Division
Okinawa Prefectural Enterprise Bureau
1-2-2 Izumizaki, Naha city, Okinawa 900-8570 JAPAN
Phone : 098-866-2803

正 誤

平成30年3月13日付け公報定期第4625号掲載の「道路の区域の変更（沖縄県告示第140号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から14	旧 竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで	旧 竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで
		新 竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで	新 竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで
4	上から14	426.8m	426.4m
4	上から16	426.8m	426.4m

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---------------------------------------------	------------------------------------------